

資料 2-1

都道府県議会における選択的夫婦別氏制度に関する 意見書の提出状況（平成8年1月以降）

1. 選択的夫婦別氏制度に賛成する趣旨の意見書を提出しているもの

都道府県	可決年月日	提出先
千葉県	平成13年7月3日	衆参議長、内閣総理大臣、法務大臣あて

2. 選択的夫婦別氏制度に反対する趣旨の意見書を提出しているもの

都道府県	可決年月日	提出先
徳島県	平成8年3月22日	内閣総理大臣、法務大臣、自治大臣あて
茨城県	平成8年6月20日	内閣総理大臣、法務大臣、自治大臣あて
千葉県	平成8年7月12日	内閣総理大臣、法務大臣あて
長崎県	平成9年3月14日	内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官あて
熊本県	平成9年9月29日	内閣総理大臣、法務大臣あて

（注）平成13年7月、各都道府県男女共同参画主管課に照会した結果を取りまとめたものである。

民法改正法案の採択を求める意見書

我が国では、すでに個人の権利と平等を求める「女性差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」を批准しており、女性の社会的進出、少子高齢化社会が進む中、男女差別、性別役割分業をなくす社会的要求が高まっている。1996年には国の法制審議会から、選択的夫婦別姓の導入、婚外子差別の是正、5年別居での離婚成立、男女とも結婚年齢を18歳へ統一するなどを目的とする「民法の一部改正をする法律案要綱」が答申された。

しかし、5年を経過したにもかかわらず、政府案としての民法改正案はいまだ提出されていない。その後提出された同趣旨の議員立法も廃案となったままである。

1999年4月より、改正男女雇用機会均等法が施行され、同年6月には男女共同参画社会基本法が制定され、性別によって差別されることのない社会をめざす動きが、多くの人の合意するところとなった。各地方自治体でも基本法を受けての基本計画が策定され、男女共同参画に関する条例が制定され始めている。千葉県でも条例制定の準備が進められているところである。

今通常国会では夫婦別姓選択制の導入、婚外子相続分差別の撤廃などを盛り込んだ民法改正案があらためて超党派の国会議員によって5月衆参両議院に提出された。

今回提出された民法改正案はライフスタイルの多様化により、多くの国民がその実現を待ち望んでいたものであり、多くの議員の賛同を得て国会で早急に成立するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年7月3日

千葉県議会議員 花 沢 三 郎



内閣総理大臣 小 泉 純一郎 様

夫婦別姓を認める民法の一部改正に慎重を期するしこを求める意見書

(徳島県議会：平成8年3月22日提出)

去る二月二十六日、法務大臣の諮問機関である法制審議会は、夫婦が希望すれば、結婚後もお互いに旧姓を名乗ることができる選択的夫婦別姓制度の導入を言子とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を大臣に答申した。

この改正案は、子供の成人後に姓の変更を認めてはいるものの、従来の家庭や社会のあり方に大きな変革をもたらすものであり、大人の都合によって、子供を取り巻く環境にも大きな影響を与えかねず、また、夫婦のきずなを強める方策とは言いがたい。

現在の法制度で職業上の不利益をこうむる女性については、それを考慮して「同姓を原則とし、旧姓を呼称として届け出れば使用できる」というふうに改正すれば済むことである。国民の念願である女性の社会的地位の向上や権利の確立のためには、個人の権利を認め、真に社会的な平等が保障される制度や社会的合意、啓発が重要であることは言うまでもない。しかし選択的夫婦別姓制度の導入は、夫婦が一体であるとする日本の伝統文化そのものや、家族の一体感を損ない、大切な家庭の崩壊を招くおそれさえある。

よって、政府におかれては、個人や社会に大きな混乱と影響を及ぼすおそれのある民法の一部改正には慎重を期するとともに、国民の十分なる論議を踏まえて対処されるよう強く要請する。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

内 閣 総 理 大 臣

法 務 大 臣

自 治 大 臣

協 力 要 望 先

衆 参 両 院 議 長

県 選 出 国 会 議 員

夫婦別姓を認める民法の一部改正に
慎重を期することを求める意見書

去る2月26日、法務大臣の諮問機関である法制審議会は、夫婦が希望すれば、結婚後もお互いに旧姓を名乗ることができる選択的夫婦別姓制度の導入を骨子とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を大臣に答申した。

この改正案は、子供の成人後に姓の変更を認めてはいるものの、従来の家庭や社会の在り方に大きな変革をもたらすものであり、大人の都合によって、子供を取り巻く環境にも大きな影響を与えかねず、また、夫婦のきずなを強める方策とは言いがたい。

現在の法制度で職業上の不利益を被る女性については、それを考慮して「同姓を原則とし、旧姓を呼称として届け出れば使用できる」というように改正すれば済むことである。国民の念願である女性の社会的地位の向上や福利の確立のためには、個人の権利を認め、真に社会的な平等が保障される制度や社会的合意、啓発が重要であることは言うまでもない。

しかし、選択的夫婦別姓制度の導入は、夫婦が一体であるとする日本の伝統文化そのものや、家族の一体感を損ない、大切な家庭の崩壊を招くおそれさえある。

よって、政府におかれては、個人や社会に大きな混乱と影響を及ぼすおそれのある民法の一部改正には慎重を期するとともに、国民の十分なる論議を踏まえて対処されるよう強く要望する。

上記について、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成8年6月2/日

茨城県議会議長 松浦英一

(提出先)

内閣総理大臣
法務大臣
自治大臣

夫婦別姓に関する意見書

去る2月26日、法務大臣の諮問機関である法制審議会は、夫婦が希望すれば、結婚後もお互いに旧姓を名乗ることができる選択的夫婦別姓制度の導入を骨子とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を大臣に答申した。

この改正案は、子供の成人後に姓の変更を認めてはいるものの、従来の家庭や社会の在り方に大きな変革をもたらすものであり、大人の都合によって、子供を取り巻く環境にも大きな影響を与えかねず、また、夫婦や家族のきずなを強める方策とはいいがたい。

現在の法制度で職業上の不利益を被る女性については、それを考慮して、「同姓を原則とし、旧姓を呼称として届け出れば使用できる」というように改正すれば済むことである。国民の念願である女性の社会的地位の向上や権利の確立のためには、個人の権利を認め、真に社会的な平等が保障される制度や社会的合意、啓発が重要であることはいうまでもない。

しかし、選択的夫婦別姓制度の導入は、夫婦が一体であるとする日本の伝統文化そのものや、家族の一体感を損ない、大切な家庭の崩壊を招くおそれさえある。

よって、政府においては、個人や社会に大きな混乱と影響を及ぼすおそれのある民法の一部改正には慎重を期すとともに、総理府が平成6年9月に実施した世論調査で、夫婦別姓を認める民法の改正に対し、反対が賛成の二倍近くに達していたことを踏まえ、国民の十分な論議と合意のもとに対処されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成8年7月12日

千葉県議会議長

内閣総理大臣
法務大臣

あて

「夫婦別姓（氏）制」の導入に反対する意見書

この度、法務大臣の諮問機関である法制審議会は、夫婦が希望すれば結婚後もお互いに旧姓を名乗ることができる、選択的夫婦別姓（氏）制度導入を柱とする「民法の一部を改正する法律案大綱」を大臣に答申されたところである。

いま、かかる「夫婦別姓（氏）制」の導入を許せば、家族の一体感を損ない、子供に与える精神的影響もはかり知れず、また、事実婚を増加させ、離婚の増加や婚姻制度の崩壊をもたらすおそれが多分にある。また、高齢化社会を迎える現代にあつて、政府は在宅介護の老人福祉プランを計画されているが、その基本となるべき親族の扶養意識が薄れることも懸念される。

さらに、別姓世代が続けば家系は確実に混乱して、日本のよき伝統である家族制度は瓦解し、祖先と家族・親と子を結ぶ連帯意識や地域の一体感、ひいては日本人の倫理道徳観にまで悪影響を及ぼすものである。

ついでに、国民の中に広くコンセンサスができていない今日、日本の将来に重大な禍根を残しかねない「夫婦別姓（氏）制」を導入しないよう要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年三月十四日

長 崎 県 議 会

夫婦別姓制度の導入に反対する意見書

昨年二月の法務大臣の諮問機関である法制審議会の「民法の一部を改正する法律案要綱」の答申を機に、我が国の家族制度や結婚観に大きな影響を与えかねない夫婦別姓制度の導入を推進する動きが、本格的に進められようとしている。

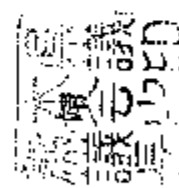
いま、かかる夫婦別姓制度の導入を許せば、日本のよき伝統である家族制度を崩壊させることになるばかりか、祖先を大切にするという家族の継の連帯や、地域の一体感、ひいては日本人の倫理観、道徳観まで崩壊させることにもなりかねず、日本の将来に重大な禍根を残すことは必至である。

よって、国におかれては、国民の中に広くコンセンサスができて上がっているとは認められない今日、日本の将来に重大な禍根を残しかねない夫婦別姓制度を導入しないよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年九月二十九日

熊 本 県 議 会 議 長 山 本



内 閣 総 理 大 臣 橋 本 龍 太 郎 殿